

## 新型コロナウイルス感染症対策事業（介護保険事業所等必需物品購入）補助金について

新型コロナウイルスなどの感染症拡大を防止するために必要な経費に対し補助金を交付します。

### <対象者>

川棚町内に介護保険に関する施設又は事業所を開設している法人等

※法人等が複数の事業所等を開設している場合は、介護保険サービス別の事業所ごとに対象とします。

### <対象経費>

新型コロナウイルスなどの感染症拡大を防止するために必要な経費

※例：マスク、ゴーグル、防護服、アルコール消毒液、啓発チラシの作成、非接触型体温計、空気清浄器、事業所の消毒等（委託）など

### <対象要件等>

令和2年4月1日から令和2年6月30日までに発注されたもの

※他の事業によりその費用が交付される場合は対象としません。

### <補助金の上限額>

上限200,000円

※寄附金その他の収入がある場合はその額を控除します。

### <申請に必要な書類等>

- ①新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付申請書
- ②事業計画書
- ③発注計画書
- ④その他 ※購入物品がわかる資料（カタログなど）

### <実績報告に必要な書類等>

- ①新型コロナウイルス感染症対策事業補助金実績報告書
- ②領収書の写し
- ③その他 ※購入物品の写真など

### <請求書>

- ①新型コロナウイルス感染症対策事業補助金請求書

※振込先は「法人代表者」あるいは「事業所管理者」名義としてください。

### <手続きの流れ>

